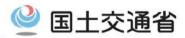
地域公共交通活性化再生法の基本スキーム



基本方針 (国土交通大臣・総務大臣が策定)

地域公共交通計画 (改正前:地域公共交通網形成計画)

(原則として全ての地方公共団体が策定)

■ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)を位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応。

国土交通大臣が

認可

法律の特例措置 (独占禁止法の カルテル規制の

適用除外)

■ 定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等により、データに基づくPDCAを強化。

協議会を開催し策定 (地方公共団体・交通事業者・道路管理 者・利用者・学識者等から構成) 新地域 旅客運送 事業計画

【新設】 (事業者)

新モビリティ

サービス 事業計画

地域公共交通特定事業 (必要に応じて地域公共交通計画(改正前:地域公共交通網形成計画)に事業実施を記載できる) 海上運送 鉄道事業 地域旅客運送サービス 貨客運送 軌道運送 道路運送 鉄道再生事業 地域公共交通利便增進事業 高度化事業 再構築事業 効率化事業 高度化事業 継続事業 (廃止届出がされた 高度化事業 改正前:地域公共交通再編事業 海上運送サービ (鉄道の上下分 鉄道の維持 【新設】 (LRTの整備) (BRTの整備) 【新設】 ス改善) 離等) <独占禁止法特例法 (事業者) (事業者) (事業者) (事業者) (事業者) (事業者) (事業者) (事業者) において措置> 貨客運送効率 地域公共交通利便增進実施計画 軌道運送高度化 首路運送高度 海上運送高度化 鉄道事業再構築 地域旅客運送サービス 鉄道再生 共同経営計画 改正前:地域公共交通再編実施計画 実施計画 実施計画 実施計画 実施計画 実施計画 継続実施計画 実施計画 (事業者) (地方公共団体) (事業者) (事業者) (事業者) (地方公共団体=事業者) (地方公共団体) (地方公共団体事業者)

資料3

-32-

法律の特例措置

国土交通大臣が認定

法律の特例措置

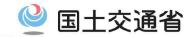
量、团大配交红国

法律の特別措置

国土交通大臣が認定

法律の特別措置

3. 地域公共交通調査等事業(地域公共交通計画等の策定への支援)



地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援 (交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、旅客運送サービス継続計画策定事業)

- 〇補助対象事業者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- 〇補助対象経費:地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定に必要な経費

(地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等)

〇補助率: 1/2(上限額500万円又は1,500万円(地域公共交通計画)、1,000万円(地域公共交通利 便増進実施計画)、500万円(地域旅客運送サービス継続実施計画)) 地域公共交通計画の記載事項(イメージ)

- ○計画の効果な活用のために必要な視点
- ①地域戦略との 一体性の確保 (まちづくり、医療・福祉、 観光等との連携)

②モード間連携や 多様な輸送サービス の活用

③地域の多様な 関係者の協働

④交通圏全体を 見据えた広域的な連携

⑤データによる状況把握、 効果的な目標設定・検証を設定

〇定量的な目標値(公共交通の利用者数、収支 率、公的負担等)、補助対象系統の位置づけ等を 記載

<mark>地域公共交通利便増進実施計画</mark>、旅客運送サービス継続計画の推進への支援 (<mark>利便増進計画推進事業、</mark>旅客運送サービス継続計画推進事業)

- ○補助対象事業者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- ○補助対象経費: 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費(公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等)

〇補助率: 1/2

〇補助対象期間:<mark>5年間</mark>

地域公共交通利便増進実施計画のイメージ

